

平成24年 No.30

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

制定理由

本学のセンターと施設を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年6月6日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 24 年 6 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成 24 年規程第 20 号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）
- (3) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：本学のセンターと施設を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（センター）</p> <p>第15条 本学に、次のセンターを置く。</p> <p>(1) 環境教育研究センター</p> <p>(2) 教育実践研究支援センター</p> <p>(3) 留学生センター</p> <p>(4) 国際教育センター</p> <p>(5) 教員養成カリキュラム開発研究センター</p> <p>(6) 保健管理センター</p> <p>(7) 情報処理センター</p> <p>(8) 理科教員高度支援センター</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p><u>(9) 学生相談センター</u></p> <p><u>(10) 学生キャリア支援センター</u></p> <p>2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。</p> <p>3 第1項のセンターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>（施設）</p> <p>第15条の2 本学に、次の施設を置く。</p> <p><u>(1) 放射性同位元素総合実験施設</u></p> <p><u>(2) 有害廃棄物処理施設</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（センター及び施設）</p> <p>第15条 本学に、次のセンター及び施設を置く。</p> <p>(1) 環境教育研究センター</p> <p>(2) 教育実践研究支援センター</p> <p>(3) 留学生センター</p> <p>(4) 国際教育センター</p> <p>(5) 教員養成カリキュラム開発研究センター</p> <p>(6) 保健管理センター</p> <p>(7) 情報処理センター</p> <p>(8) 理科教員高度支援センター</p> <p><u>(9) 放射性同位元素総合実験施設</u></p> <p><u>(10) 有害廃棄物処理施設</u></p> <p><u>(11) 学生相談センター</u></p> <p><u>(12) 学生キャリア支援センター</u></p> <p>2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。</p> <p>3 第1項のセンター及び施設に関し必要な事項は、別に定める。</p>

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成24年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

〔省略〕

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の改正に伴い、制定根拠の条文が変更になったため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の2第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成24年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

改正理由：組織運営規程の改正に伴い、制定根拠の条文が変更になったため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の2第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成24年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>